

給与規程

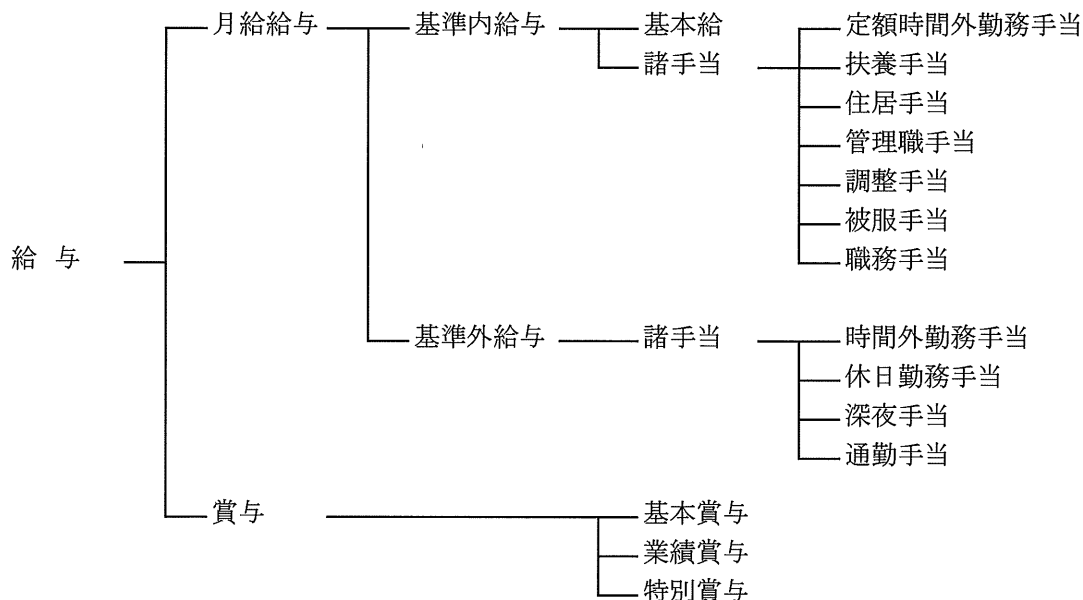
第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規程は、就業規則第33条に基づき、正職員(就業規則第6条により雇入れられるもの)及び契約職員(契約職員就業規則第6条により雇入れられるもの)の給与等について定めたものである。ただし、嘱託、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者については別に定めるところによる。以下、この規程においては、「正職員及び契約職員」を「職員」という。

(給与の種類)

第2条 給与の体系は次のとおりとする。



(給与の締切日および支払日)

第3条 給与は、当月初日から起算し当月末日に締切って計算し、当月25日(支払日が休日の場合はその前日。)に支払う。ただし、この規程に別段の定めのある場合はこの限りでない。

(非常退職時払い)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当するときは、職員(職員が死亡したときはその遺族。)の請求により、給与支払い日の前であっても既往の就業に対する給与を支払う。

1. 職員の死亡、退職、解雇のとき
2. 職員またはその収入によって生計を維持しているものが結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき
3. 職員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき
4. その他特に必要と認めるとき

(遺族の範囲および順位)

第5条 前条に規定する遺族の範囲および順位はそれぞれ民法における相続権者および相続順位とする。

(給与の計算方法)

第6条 遅刻、早退、欠勤などにより、所定就業時間の全部または一部を、休業した場合においては、その休業した時間に対応する本俸及び調整手当を支給しない。ただし、この規程、または就業規則に別段の定めのある場合はこ

- ② 前項の場合において、休業した時間の計算は当該給与締切期間の末日において合計し、1時間未満は切り捨て
- ③ 一給与締切期間における給与の各項目に1円未満の端数を生じた場合においては、これを切り捨てるものとする
- ④ 給与締切期間の中途において昇給、採用、または退職した者に対する当該給与締切期間における給与は発令日より日割りで計算して支給するものとする。休職に至る場合、復職の場合も同様とする。
- ⑤ 前項の日割り計算は、次の方法による。

$$\frac{\text{本俸} + \text{調整手当}}{\text{その給与期間の現日数} - \text{勤務を要しない日の日数}} = \text{日割額}$$

- ⑥ 勤務1時間当たりの給与計算は、次の方法による。

$$\text{本俸} + \text{調整手当} \div \text{所定労働時間} = \text{1時間額}$$

(給与の支払方法)

第7条 給与は通貨で直接職員にその全額を支払う。なお、職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する銀行等の当該職員の預金口座への振込によることができる。

- ② 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

1. 法令で定められているもの(給与所得税、市町村民税、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用
2. 職員の過半数を代表する者と書面による協定を結んだもの

第2章 基本給

(基本給)

第8条 基本給は別表1のとおりとする。

(基本給の決定)

第9条 新たに給料表の適用をうけることとなった者の級と号給は本人の年齢、資格の有無、学歴、経験等を考慮して別に定める初任給規程により決定する。

(昇給)

第10条 昇給は基本給について予算の範囲内で行うものとする。

- ② 昇給は毎年4月1日年1回とする。
- ③ 保育園を取り巻く経済状況の悪化または保育園の経営成績が悪化した場合は、昇給を行わないものとする。
- ④ 職員が12ヶ月の間、良好な成績で勤務した場合は昇給させることができる。ただし、他の職員との均衡上必要と認めるとき、または職員の勤務成績が特に良好であった場合には、12ヶ月の期間を短縮することができる。
- ⑤ 中途採用の職員は次のとおりとする。
 - 1 採用後3か月未満の者、昇給無し
 - 2 採用後3か月以上9か月未満の者、1号昇給
 - 3 採用後9か月以上の者、2号昇給
- ⑥ 昇任した場合には、2号給の範囲内で昇給させることができる。
- ⑦ 職員の基本給月額が、その属する職務の級の最高月額である場合には、その者が同一職務の級にある間は昇給しない。ただし、その者がその基本給月額を受けるに至った時から、24ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合については、その職員の基本給月額の直近下位の額との差額をその者が現に受けている基本給月額に加えて得た額に昇給させることができる。
- ⑧ 次の各号に該当する者に対しては昇給を行わないことを原則とする。
 1. 休職中の者
 2. 勤務成績または勤務能力の極めて悪い者
 3. 年間欠勤率20%以上の者
 4. 譴責以上の処分を受けた者
 5. 満55歳に達した者
- ⑨ 育児休業又は介護休業により休職していた職員の復職後の昇給は、復職した日の属する月の翌月初日とする。

第3章 職員諸手当

(職員諸手当)

第11条 職員諸手当は以下のとおりとし、その支給要件および支給金額は別表2によって支給する。

1. 扶養手当は扶養家族のある職員に支給する。
2. 住居手当は借家または借間に居住し、一定額を超える家賃または間代を支払っている世帯主である職員に支給する。
3. 通勤手当は2キロメートル以上の地域に居住する職員が通勤のため交通機関を利用することを常例とする場合、又は車輛等交通用具を使用している場合その職員に支給する。
4. 時間外勤務手当は所定就業時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。
5. 管理職手当は園長に支給する。
6. 調整手当は職員に支給する。
7. 被服手当は職員に支給する。
8. 職務手当は園長に支給する。
9. 定額時間外手当は副園長に支給する。

第4章 賞与

(賞与)

第12条 法人は、基本賞与、業績賞与、施設新設賞与及び特別賞与を支給する。支給額・配分方法は別表3に定める。

- ② 基本賞与は、上期賞与と下期賞与に分け6月1日、12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員で、かつ賞与支給日に在職する職員に対し、基準日から35日を超えない期間内に支給する。ただし、園の予算状況、経営成績等により、その支給額を増額又は減額することがある。

上期賞与は12月1日より翌年5月31日までを支給対象期間とする。

下期賞与は6月1日より11月30日までを支給対象期間とする。

- ③ 業績賞与は、園の業績に対応して支給し、前項の上期賞与及び下期賞与に配分し、基準日に在職する正職員で、かつ賞与支給日に在職する正職員に対し、基準日から35日を超えない期間内に各正職員の勤務成績・責任度・技能業績に応じて支給する。

- ④ 施設新設賞与は、保育園を新設した年に決算資金収支残高が予算以上に剰余が生じた場合に、3月1日に在職し、かつ4月1日以降も在職する職員に対し年度末に支給する。

特別賞与は、4月1日より翌年2月末日までを支給対象期間とする。

- ⑤ 特別賞与は、決算資金収支残高が予算以上に剰余が生じた場合に、12月1日から5月31日まで在職する職員、嘱託職員、非常勤職員に対し上期賞与支給日に支給する。

第5章 不労時の給与

(休職時の給与)

第13条 職員が園の責に帰すべき事由により休業した場合においては、休業1日につき、労働基準法第12条に規定する平均給与の100分の60を支給する。

(特別休暇中の給与)

第14条 就業規則第32条の特別休暇により勤務しなかった時間または日の給与については下記に掲げるものを除き、通常の給与を支給する。

1. 特別休暇の届出がなかった者
2. 特別休暇の日数を超えて休んだ場合のその超えた日数

(休職期間中の給与)

第15条 就業規則第11条の休職期間中の給与については、無給とする。

付則

この規程は平成10年4月1日より施行する。

1. 平成11年12月15日一部改正
2. 平成12年4月1日一部改正
3. 平成14年10月1日一部改正
4. 平成18年4月1日一部改正
5. 平成18年12月14日一部改正 (※)

※ 賞与の算定については、平成18年4月1日に遡って適用する。

※ 副園長に係る改正については、平成19年4月1日より施行する。

6. 平成19年3月9日一部改正

※ 職務手当の支給金額の改正は、平成19年4月1日より施行する。

付則(平成20年5月28日一部改正)

(施行期日)

この規程は平成20年5月28日より施行し、平成20年4月1日より適用する。ただし、第2条及び第11条の特殊業務手当及び管理職手当の改正部分は平成20年6月1日より適用する。

(みなし号給額)

改正後の給与月額を平成20年度に限り、給料表A1等級15号給は156,200円に1等級16号給は159,200円とみなす。

7. 平成20年1月1日一部改正
8. 平成21年4月1日一部改正
9. 平成22年4月1日一部改正(管理職手当、給料表の改正)
10. 平成22年4月1日一部改正(昇給基準の改正)
11. 平成22年6月1日一部改正(特別賞与の規程の改正)

別表1

<給料表A>[指導員、介護職、保育士、事務・調理

号給	1級	2級	3級	4級(施設長)
1		197,600		
2		201,300		
3		205,400		
4		209,100		
5		213,200	219,400	
6		217,000	223,300	
7	134,200	220,900	227,200	
8	136,300	224,900	231,100	
9	138,400	228,700	235,100	253,000
10	140,600	232,600	239,100	257,100
11	142,700	236,600	243,200	261,500
12	144,800	240,400	247,300	265,700
13	147,000	244,500	251,400	270,100
14	149,700	248,300	255,500	274,500
15	152,500	252,500	259,700	279,800
16	156,800	256,600	264,000	283,500
17	161,200	260,600	268,200	287,900
18	165,100	264,500	272,500	292,500
19	169,000	268,300	276,900	297,100
20	173,000	272,200	281,400	301,800
21	176,900	276,000	285,700	306,300
22	181,300	279,800	290,200	311,000
23	185,700	283,600	294,500	315,700
24	189,400	287,000	299,000	320,500
25	193,200	290,500	303,400	325,200
26	196,900	294,000	308,100	330,100
27	200,700	297,300	312,500	334,800
28	204,500	300,600	317,000	339,400
29	208,200	304,400	321,300	343,700
30	211,900	307,800	325,700	348,100
31	215,500	311,200	329,800	352,500
32	219,200	314,500	334,100	356,900
33	222,900	317,800	338,200	361,200
34	226,600	321,000	342,300	365,600
35	230,200	324,200	346,100	370,000
36	233,800	327,300	350,000	373,900
37	237,400	330,500	353,600	377,800
38	240,900	333,500	357,400	380,700
39	244,400	336,100	361,000	383,500
40	247,900	338,400	363,800	386,100
41	251,400	340,600	366,100	388,700
42	254,900	342,400	368,600	391,300
43	258,400	344,100	370,900	393,300
44	261,900	345,800	372,600	395,400
45	265,400	347,400	374,400	397,300
46	268,900	348,600	376,200	399,000
47	272,200	349,600	377,900	400,400
48	275,500	350,800	379,600	401,600
49	278,800	351,900	381,200	402,800
50	282,100	352,900	382,500	403,900
51	285,400	353,800	383,700	404,900
52	288,600	354,800	384,700	406,000
53	291,700	355,700	385,700	407,100
54	294,800	356,500	386,800	408,100
55	297,900	357,200	387,800	409,000
56	300,700	358,000	388,800	410,000
57	303,500	358,800	389,800	410,900
58	306,000	359,600	390,800	411,800
59	308,600	360,400	391,800	412,600
60	310,600	361,100	392,700	413,600
61	312,500	361,900	393,700	414,400
62	314,400		394,700	415,300
63	316,100		395,600	416,100
64	317,300		396,500	417,000
65	318,500		397,400	417,800
66	319,300		398,400	418,700
67	320,100		399,200	419,400
68	320,900		400,000	420,200
69	321,700		400,900	421,100
70	322,400		401,900	422,000
71	323,200		402,700	422,800
72	324,000		403,600	
73	324,800			
74	325,500			
75	326,300			
76	327,100			
77	327,900			
78	328,600			
79	329,400			
80	330,100			
81	330,900			
82	331,500			
83	332,300			

<給料表B>[看護師等]

号給	1級	2級	3級
1		200,900	
2		204,200	
3		207,800	
4		211,200	
5		214,700	
6		218,000	
7	146,100	221,600	219,600
8	148,900	225,300	223,500
9	151,800	229,100	227,400
10	154,700	233,000	231,300
11	157,500	236,900	235,200
12	160,500	240,800	239,200
13	163,500	244,800	243,300
14	166,600	248,700	247,400
15	169,800	252,800	251,500
16	172,900	256,700	255,600
17	176,000	260,900	259,800
18	179,600	264,800	264,100
19	183,300	268,600	268,300
20	186,400	272,500	272,700
21	189,500	276,300	277,000
22	192,700	280,100	281,500
23	196,100	283,900	285,900
24	199,300	287,300	290,400
25	202,700	290,800	294,700
26	206,000	294,300	299,200
27	209,300	297,600	303,600
28	212,700	300,900	308,300
29	216,000	304,700	312,800
30	219,400	308,100	317,300
31	223,000	311,500	321,600
32	226,800	314,700	325,900
33	230,500	317,900	330,000
34	234,000	321,000	334,300
35	237,500	324,200	338,400
36	240,900	327,300	342,500
37	244,400	330,500	346,300
38	247,900	333,500	350,100
39	251,400	336,100	353,700
40	254,900	338,400	357,400
41	258,400	340,600	361,000
42	261,900	342,400	363,800
43	265,400	344,100	366,100
44	268,900	345,800	368,600
45	272,200	347,400	370,900
46	275,500	348,600	372,600
47	278,800	349,600	374,300
48	282,100	350,800	376,100
49	285,400	351,900	377,700
50	288,600	352,900	379,400
51	291,700	353,800	381,000
52	294,800	354,800	382,300
53	297,900	355,700	383,500
54	300,700	356,500	384,500
55	303,500	357,200	385,500
56	306,000	357,900	386,600
57	308,400	358,700	387,600
58	310,300	359,500	388,600
59	312,200	360,200	389,600
60	314,100	360,900	390,600
61	315,700	361,600	391,600
62	317,000		392,500
63	318,200		393,500
64	318,900		394,500
65	319,700		395,400
66	320,500		396,300
67	321,300		397,200
68	322,000		398,200
69	322,800		399,100
70	323,600		399,900
71	324,300		400,800
72	325,000		
73	325,700		
74	326,400		
75	327,200		
76	327,900		
77	328,600		
78	329,300		
79	330,100		

<給料表C>[栄養士等]

号給	1級	2級	3級
1		199,300	
2		202,500	
3		206,200	
4		209,700	
5		213,600	219,600
6		217,500	223,500
7	134,700	221,200	227,400
8	137,000	225,000	231,500
9	139,300	228,800	235,400
10	141,600	232,700	239,400
11	143,900	236,700	243,400
12	146,500	240,500	247,400
13	149,000	244,600	251,600
14	151,700	248,400	255,700
15	154,600	252,700	259,900
16	157,500	256,700	264,200
17	160,500	260,800	268,500
18	165,800	264,700	272,800
19	171,000	268,500	277,200
20	174,600	272,400	281,600
21	178,300	276,100	285,900
22	182,100	279,900	290,400
23	185,900	283,700	294,600
24	189,800	287,100	299,000
25	193,900	290,600	303,400
26	197,600	294,100	308,100
27	201,300	297,400	312,500
28	205,000	300,800	317,000
29	208,600	304,400	321,300
30	212,400	307,800	325,700
31	216,000	311,200	329,800
32	219,700	314,500	334,100
33	223,400	317,800	338,200
34	227,100	321,000	342,300
35	230,800	324,200	346,100
36	234,400	327,300	350,000
37	238,000	330,500	353,600
38	241,600	333,500	357,400
39	245,100	336,100	361,000
40	248,600	338,400	363,800
41	252,100	340,600	366,100
42	255,500	342,400	368,600
43	259,000	344,100	370,900
44	262,500	345,800	372,600
45	266,900	347,400	374,400
46	269,100	348,600	376,200
47	272,400	349,600	377,900
48	275,700	350,800	379,600
49	278,900	351,900	381,200
50	282,200	352,900	382,500
51	285,400	353,800	383,700
52	288,600	354,800	384,700
53	291,700	355,600	385,700
54	294,800	356,400	386,800
55	297,700	357,100	387,800
56	300,500	357,900	388,800
57	303,300	358,700	389,800
58	305,800	359,400	390,800
59	308,300	360,200	391,800
60	310,200		392,700
61	312,200		393,700
62	314,100		394,700
63	315,800		395,600
64	317,100		396,500
65	318,300		397,300
66	319,000		398,300
67	319,800		399,100
68	320,600		399,900
69	321,400		400,800
70	322,100		
71	322,900		
72	323,700		
73	324,500		
74	325,200		
75	326,000		
76	326,700		
77	327,500		
78	328,200		
79	328,900		
80	329,700		
81	330,400		

平成22年4月1日 施行

項 目	内 容
扶養手当	支 給 要 件 イ 扶養親族のある職員。 ロ 扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 1. 配偶者(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。) 2. 18歳未満の子。但し、在學生は在学証明書を提出し継続すること。 ハ 扶養手当は届出の日が属する給与計算期間から受給資格の喪失の日の属する給与計算期間迄支給する。
	支 給 金 額 イ 配偶者 月額 13,500円 ロ 子1人につき 月額 3,000円
住居手当	支 給 要 件 イ 借家又は借間に居住し、月額20,000円を超えて家賃又は間代を支払って世帯主である職員。 ロ 賃貸借契約書の写しを提出すること。 ハ 住居手当は届出の日の属する給与計算期間から受給資格の喪失の日の属する給与計算期間迄支給する。
	支 給 金 額 イ 月額 15,000円
通勤手当	支 給 要 件 イ 交通機関を利用している職員で、通勤距離が片道2キロメートル以上の者で、運賃又は料金を負担することを常例とする者。 ロ 車輜等交通用具を利用している職員で、通勤距離が片道2キロメートル以上の者で、交通用具を使用することを常例とする者。 ハ 通勤の方法は園が認める最も経済的な順路及び交通機関を利用すること。 ニ 給与計算期間の途中で就職、退職又は通勤方法を変更した者は日割計算による。
	支 給 金 額 (1) 交通機関利用者 イ 利用区間にかかる通用期間6ヵ月の定期券の価格。但し月額20,000円を限度として支給する。 (2) 車輜等交通用具利用者 イ 通勤距離に応じて下記のとおり支給する。 30km以上 20,000円 25km以上 30km未満 16,100円 15km以上 25km未満 11,300円 10km以上 15km未満 6,500円 2km以上 10km未満 4,100円

項 目	内 容		
時間外勤務手当	支給要件	イ 所定就業時間を超えて勤務することを命ぜられた職員。 ロ 時間外勤務手当の計算期間は前月初日から前月末日迄とし、翌月の給料支払日に支払う。	
	支給金額	イ 1時間当たりの単価の算出方法 $\frac{\text{本俸} + \text{調整手当} + \text{住居手当} + \text{被服手当}}{\text{所定労働時間}} = A$ 通常の日 $A \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$ 通常の日深夜 $A \times 1.50 \times \text{時間外勤務時間数}$ 休日 $A \times 1.35 \times \text{時間外勤務時間数}$ 休日深夜 $A \times 1.60 \times \text{時間外勤務時間数}$ ※深夜=22時～翌日5時まで	
管理職手当	支給要件	イ 園長に支給する。	
	支給金額	イ 給与計算期間の本俸の10パーセントとする。	
定額時間外勤務手当	支給要件	イ 副園長に支給する。	
	支給金額	イ その給与計算期間の本俸7パーセントとし、8時間分の時間外勤務手当とする。給与計算期間内に8時間を越える時間外勤務があった場合には、8時間を越えた時間外勤務時間に対し、別途時間外勤務手当を支給する	
調整手当	支給要件	イ 職員に支給する。	
	支給金額	イ その給与計算期間の本俸の12パーセント。	
被服手当	支給要件	イ 職員に支給する。	
	支給金額	イ 月額 50円	
職務手当	支給要件	イ 園長に職務手当を支給する。	
	支給金額	イ 月額 50,000円	
賞 与	基本賞与	支給要件	イ 基準日に在職する職員。
		支給金額	イ 支給金額は次式により算定する。 支給基準額(別表3) × 在職期間率(別表3) × 基本賞与率(別表3)
	業績賞与	支給要件	イ 基準日に在職する正職員。
		支給金額	イ 支給金額は次式により算定する。 支給基準額(別表3) × 勤務期間率(別表3) × 業績賞与率(別表3) × 成績率(別表3)
	施設新設賞与	支給要件	イ 3月1日に在職し、かつ4月1日以降も在職する職員。
		支給金額	イ 支給金額は、剰余金の範囲内で理事会にて決定し次式により算定する。 支給金額(別表3) × 勤務期間率(別表3)
	特別賞与	支給要件	イ 前年12月1日から当年3月31日まで在職し、かつ5月31日以降も在職する職員。
		支給金額	イ 支給金額は、剰余金の範囲内で理事会にて決定し次式により算定する。 職員、嘱託職員: 支給金額(別表3) × 勤務期間率(別表3) 非常勤職員: 支給基準単価 × 支給対象期間勤務時間数

1. 賞与

- (1) 賞与は基本賞与、業績賞与及び特別賞与からなる。
 (2) 賞与は上期賞与、下期賞与及び特別賞与とする。

	支給日	支給対象期間
上期賞与	6月1日より35日を超えない期間内	前年12月1日～当年5月31日
下期賞与	12月1日より35日を超えない期間内	当年6月1日～当年11月30日
施設新設賞与	3月1日より35日を超えない期間内	前年4月1日～当年2月末日
特別賞与	6月1日より35日を超えない期間内	前年12月1日～当年3月末日

2. 基本賞与の計算方法について

- (1) 基本賞与は次式により算出する。
 基本賞与＝支給基準額(2)×在職期間率(3)×基本賞与率(4)
 (2) 支給基準額とは給与計算期間に受ける本俸及び調整手当の合計額とする。
 (3) 在職期間率
 基準日現在で、支給対象期間における在職期間を算定し、＜表1＞により在職期間率を決定する。
 在職期間の算定には、次の期間は算定の基礎に含めない。
 ① 休職及び停職の期間
 ② 給与を減額された期間
 ③ 負傷疾病により勤務しなかった期間

＜表1＞

在 職 期 間		在職期間率
6ヶ月以上		1.0
5ヶ月以上	6ヶ月未満	0.8
4ヶ月以上	5ヶ月未満	0.6
3ヶ月以上	4ヶ月未満	0.5
2ヶ月以上	3ヶ月未満	0.3

ただし、支給対象期間において、産前産後休暇の期間、育児休業及び介護休業の期間が含まれる場合は、職員の暦在職日数を支給対象期間の暦日数で除した率を在職期間率とする。（＜式1＞参
 暦在職日数の算定については、次の期間は算定の基礎に含めない。

- ① 上記①～③に準ずる期間
 ② 産前産後休暇の期間
 ③ 育児休業及び介護休業の期間

＜式1＞ 在職期間率＝職員の暦在職日数／支給対象期間の暦日数

- (4) 基本賞与率

	上期賞与	下期賞与
基本賞与率	1.0	1.0

3. 業績賞与の計算方法について

- (1) 業績賞与は次式により算出する。
 業績賞与＝支給基準額(2)×勤務期間率(3)×業績賞与率(4)×成績率(5)
 (2) 支給基準額とは給与計算期間に受ける本俸及び調整手当の合計額とする。
 (3) 勤務期間率

基準日現在で、支給対象期間における勤務期間を算定し、＜表2＞により勤務期間率を決定する。
 勤務期間の算定には、次の期間は算定の基礎に含めない。

- ① 休職及び停職の期間
 ② 給与を減額された期間
 ③ 負傷疾病により勤務しなかった期間

＜表2＞

勤 務 期 間		勤務期間率
6ヶ月以上		1.0
5ヶ月以上	6ヶ月未満	0.8
4ヶ月以上	5ヶ月未満	0.6
3ヶ月以上	4ヶ月未満	0.5
2ヶ月以上	3ヶ月未満	0.3

ただし、支給対象期間において、産前産後休暇の期間、育児休業及び介護休業の期間が含まれる場合は、正職員の暦在職日数を支給対象期間の暦日数で除した率を勤務期間率とする。（＜式2＞参
 暦勤務日数の算定については、次の期間は算定の基礎に含めない。

- ① 上記①～③に準ずる期間

- ② 産前産後休暇の期間
 - ③ 育児休業及び介護休業の期間
- <式 2> 勤務期間率 = 正職員の暦勤務日数 / 支給対象期間の暦日数

(4) 業績賞与率

	上期賞与	下期賞与
業績賞与率	園の経営成績により 理事会にて決定する	園の経営成績により 理事会にて決定する

(5) 成績率

人事考査の評価により、次の5段階で評価し、成績率を決定する。

人事考査の評価	成績率
A	1.2
B	1.1
C	1.0
D	0.9
E	0.8

4. 施設新設賞与の計算方法について

- (1) 施設新設賞与は次式により算出する。
施設新設賞与 = 支給金額(2) × 勤務期間率(3)
- (2) 支給金額とは、剰余金の範囲内で理事会にて決定した金額とする。
- (3) 勤務期間率
3月1日現在で、支給対象期間における勤務期間を算定し、<表3>により勤務期間率を決定する。
勤務期間の算定には、次の期間は算定の基礎に含めない。
 - ① 休職及び停職の期間
 - ② 給与を減額された期間
 - ③ 負傷疾病により勤務しなかった期間

<表 2>

勤 務 期 間	勤務期間率
11ヶ月以上	1.0
8ヶ月以上 11ヶ月未満	0.8
5ヶ月以上 8ヶ月未満	0.6
2ヶ月以上 5ヶ月未満	0.4

5. 特別賞与の計算方法について

- (1) 職員の特別賞与は次式により算出する。
特別賞与 = 支給基準額 × 勤務期間率 × 特別賞与率 × 成績率
- (2) 嘱託職員の特別賞与は次式により算出する。
特別賞与 = 支給基準額 × 勤務期間率 × 特別賞与率 × 成績率
- (3) 非常勤職員の特別賞与は次式により算出する。
特別賞与 = 支給基準単価 × 支給対象期間勤務時間数
- (4) 支給基準額、支給基準単価とは、剰余金の範囲内で理事会にて決定した金額とする。
- (5) 勤務期間率
基準日現在で、支給対象期間における勤務期間を算定し、<表 2>により勤務期間率を決定する。
勤務期間の算定には、次の期間は算定の基礎に含めない。
 - ① 休職及び停職の期間
 - ② 給与を減額された期間
 - ③ 負傷疾病により勤務しなかった期間

<表 2>

勤 務 期 間	勤務期間率
6ヶ月以上	1.0
5ヶ月以上 6ヶ月未満	0.8
4ヶ月以上 5ヶ月未満	0.6
3ヶ月以上 4ヶ月未満	0.5
2ヶ月以上 3ヶ月未満	0.3

ただし、支給対象期間において、産前産後休暇の期間、育児休業及び介護休業の期間が含まれる場合は、正職員の潜在職日数を支給対象期間の暦日数で除した率を勤務期間率とする。(<式 2> 参 暦勤務日数の算定については、次の期間は算定の基礎に含めない。

- ① 上記①～③に準ずる期間
- ② 産前産後休暇の期間
- ③ 育児休業及び介護休業の期間

<式 2> 勤務期間率 = 正職員の暦勤務日数 / 支給対象期間の暦日数

(6) 成績率

人事考査の評価により、次の5段階で評価し、成績率を決定する。

人事考課の評価	成績率
A	1.2
B	1.1
C	1.0
D	0.9
E	0.8